

介護保険居宅事業者連絡会

【提言項目】

- 1 大都市東京の安定したサービス提供に向けて
- 2 利用者負担の増加への対応について
- 3-（1）客観性・公平性のある要介護認定に向けて
- 3-（2）要介護認定の見直しの影響把握、利用者への周知について

【介護保険居宅事業者連絡会とは】

介護保険法に基づき東京都が指定する居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者等が相互に連絡調整し、介護保険居宅サービス事業及び介護予防サービス事業、居宅介護支援事業等に係るサービス内容の向上及び介護保険事業の健全な発展を図ることを目的に、平成12年11月に介護保険居宅事業者連絡会を設立。

「一人で抱え込まない」「一事業所で抱え込まない」をキーワードに、利用者を支える地域ケアのネットワークづくりを目指し、多職種・多機関参加による情報交換会や研修の開催を実施している。また、会員事業所の運営状況及び利用者の声をもとに介護保険制度を検証し提言活動を行っている。

【平成20年度 緊急提言、意見提出】

- (1) 「次期介護報酬改定に向けた緊急提言～訪問介護事業所における人材確保に関する取り組み調査 結果から～」
提出先 厚生労働省 老健局長
提出者 運営委員長 山田 禎一
日 時 平成20年7月3日
- (2) 「介護現場を支えるための要望書 ～大都市東京の介護人材確保のために～」
提出先 厚生労働省 老健局長
提出者 運営委員長 山田 禎一
日 時 平成20年10月31日
- (3) 「平成21年度介護報酬改定に伴う関係省令の一部改正等について」に関する意見
提出先 厚生労働省 老人保健課
提出者 運営委員長 山田 禎一
日 時 平成21年2月20日
- (4) 「要介護認定等基準時間の推計の方法の一部改正への意見」に関する意見
提出先 厚生労働省 老人保健課
提出者 運営委員長 山田 禎一
日 時 平成21年3月2日

介護保険居宅事業者連絡会（詳細版）

【提言項目 1】

大都市東京の安定したサービス提供に向けて

【現状と課題】

- 平成21年度介護報酬改定では、在宅分で1.7%のプラス改定されることが示された。今回の報酬改定は従事者の処遇改善の向上のためとされているが、大都市東京の介護保険事業所においては、度重なるマイナス改定で疲弊した事業所の赤字分を補填するに留まるのが現状である。
- 地域区分そのものの見直しは見送られ、特別区、乙区のみ改定が行われた。大都市東京においては、高齢者を支える介護人材が極めて不足しており（訪問介護員では90.8%が不足（平成20年度版介護労働の現状 介護労働安定センターより）、今回のプラス改定を受けたとしても、人材不足を大幅に解消することは困難である。

【提言内容】

- 大都市東京に生活する高齢者に安定した介護サービスを提供するため、人件費や諸物価の適合した地域区分の適切な見直しと、報酬単価そのものの見直しが必要である。

【提言項目 2】

利用者負担の増加への対応について

【現状と課題】

- 平成21年度介護報酬改定では、新しい加算の創設や加算要件の見直しが行われた。事業所が加算を算定することにより、利用者の支給限度額が超えてしまい、サービス利用の制限となる場合もある。加算を算定することで利用者負担が大きくなり、加算を取得できる状況であるにもかかわらず、取得しない事業所が出てくることが予想される。

【提言内容】

- 訪問介護の特定事業所加算等における利用者負担軽減策を講じることや、サービスの質の高い事業所を評価する加算の仕組みについて、行政から利用者に対して十分な説明を行うことが必要である。

【提言項目 3 - (1)】

客観性・公平性のある要介護認定に向けて

【現状と課題】

- 「介護の時間」を中心として評価する新しい要介護認定では、表面には表れない介護の手間が評価されにくくなり、とくに軽度の認知症の利用者像を反映されない可能性がある。
- 今回の要介護認定の見直しでは、「火の不始末」、「暴言・暴力」、「飲水」等が削除される項目として挙げられている。いくつかの項目は主治医意見書での代替が可能とされているが、主治医意見書の様式がほぼ変更されていない等、利用者の状態像を適切に反映できない可能性がある。

- また、「要介護認定 認定調査員テキスト 2009」が大幅に変更されている。認定調査員の「判断のバラツキ」を見直し、介護の手間を時間換算することとしているが、認定調査員の選択を「自立」へと判断させるよう誘導している箇所が多数ある。

【提言内容】

- 客観性・公平性のある要介護認定になるよう、認知症高齢者の判定の際には客観性のある指標を用いることや、主治医の意見が的確に伝わる仕組みが必要である。

【提言項目 3 - (2)】**要介護認定の見直しの影響把握、利用者への周知について**

- 要介護度が変更になった利用者は、支給限度額の変更に伴い利用できるサービスの量が少なくなったり、自己負担額の増となる可能性がある。
- とくに要介護から要支援への変更では、利用できるサービス種類の変更や、担当ケアマネジャーが変わることで大きな混乱が起きる可能性がある。

【提言内容】

- 国として、あらかじめ、要介護認定の一次判定ロジックの変更、認定調査員の判断の根拠が変更することを、サービスを実際に利用する利用者・家族へ早急に周知することが必要である。
- また、国が要介護認定実態調査事業を行う予定であるが、当該事業を早急に行うとともに、新しい要介護認定における利用者の推移・変化を把握・公開し、利用者の状態と著しく乖離している結果であるならば、制度の見直しを行う必要がある。

